

地上権設定契約書

金 _____円

埼玉県が施行する（路線・河川名等） _____地内 _____工事のために必要な土地に関し、所有者 _____を甲とし、埼玉県を乙として、下記条項により地上権設定契約を締結する。

記

（契約の主旨）

第1条 甲は、別表に掲げる土地（以下「土地」という。）について、添付した図面による施設（以下「施設」という。）を設置するため、乙を権利者として地上権を設定するものとする。この場合において、土地に地上権の行使を妨げる権利（以下「権利」という。）があるときは、当該権利を消滅させるものとする。

2 乙は、頭書の金額を甲に地上権設定の補償金として支払うものとする。

（権利の消滅期限）

第2条 甲は、土地に前条に規定する権利があるときは、 _____年 _____月 _____日までに当該権利を消滅させるものとする（当該権利が登記されているときは、当該登記を抹消するものとする。）。

（地上権の範囲）

第3条 地上権を設定する範囲は、東京湾中等潮位 _____メートルから、同 _____メートルの間とする。

（地上権の存続期間）

第4条 地上権の存続期間は、この契約の締結日から施設が存続している期間とする。

（権利取得の時期）

第5条 地上権は、この契約の締結と同時に乙が取得するものとする。

（登記関係書類の提出）

第6条 甲は、地上権設定の登記をするために必要な関係書類を乙に提出するものとする。

(補償金の支払)

第7条 甲は、次の各号のすべてに該当したときは、頭書の金額を乙に請求することができる。

- 一 地上権設定登記が完了したこと。
 - 二 土地に第1条第1項に規定する権利が設定されているときは、当該権利の消滅(当該権利が登記されているときは、当該登記の抹消を含む。)が完了したこと。
- 2** 乙は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の使用制限等)

第8条 甲は、土地を施設の維持管理の支障のない限度において使用することができる。

2 甲は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 土地の東京湾中等潮位_____メートル以下を掘削し、又は形質を変更すること。
- 二 土地の東京湾中等潮位_____メートルにおいて1平方メートルにつき_____トン以上の荷重をかけること。
- 三 土地に建物その他の物件を、乙にその物件の設計及び工法について事前に協議することなく設置すること。

3 前各項に定める事項は、特約として登記するものとする。

4 甲が第1項及び第2項の規定に違反して乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき損失補償金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第9条 乙は、土地に第1条第1項に規定する権利が設定されている場合において、甲が、第2条に規定する期限までに当該権利を消滅(当該権利が登記されているときは、当該登記の抹消を含む。)させることができないときは、この契約を解除することができる。

(違約金)

第10条 甲は、土地に第1条第1項に規定する権利が設定されている場合において、第2条に規定する期限までに当該権利を消滅させることができなかった場合には、遅滞日数に応じ、頭書の金額に年3.0パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として乙に支払わなければならない。ただし、違約金額が100円に満たないときは、この限りではない。

(損害賠償)

第11条 甲は、自らの債務不履行により、乙に損害を与えたときは、その責めを負うものとする。

(公租公課の負担)

第12条 土地に対する公租公課は、甲の負担とする。

(附帯事項)

第13条 甲が第8条第1項及び第2項の規定に違反したときは、乙は甲に対してその是正を求めることができるものとし、是正に要する費用は甲の負担とする。

(工事施行に起因する損失)

第14条 乙は、施設の工事に起因して甲に損害を与えたときは、その責を負うものとする。

(契約事項の継承)

第15条 甲が土地を第三者に譲渡し、又は使用させる場合は、甲は当該第三者にこの契約に定める事項を継承させるものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第16条 この契約の内容又は履行に関し、関係者から異議の申立てがあったときは、甲は責任をもって解決するように努めなければならない。

(収入印紙の負担)

第17条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第18条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名（法人については記名によることができる。）押印の上、それぞれ1通を保有する。

_____年____月____日

住 所 _____

甲

氏 名 _____ 印

住 所 _____

乙

氏 名 _____ 印